

補則

所沢市社会福祉協議会子どもの居場所づくり助成事業について

1 本事業の使途・性格

子ども食堂等子どもの居場所単体の常時収支の不足分を助成する性格のものです。子ども未来基金及び赤い羽根共同募金を活用して、子ども食堂等に開設・運営経費の一部を助成します。

2 助成に必要な要件

- ・地域へ適切に周知され、子どもたちの十分な参加が見込まれること。
- ・参加する子どもたちが主に所沢市内在住者であること。
- ・子どもたちへの居場所と食事の提供をはじめ、必要に応じて有効なプログラム（学習支援、レクリエーション、見送り等）がなされていること。
- ・開催時には名簿を作成すること。
- ・安全面について適切な配慮（アレルギー対策、ボランティア保険への加入、施設使用上の配慮等）が考えられていること。
- ・衛生面について適切な配慮（調理の仕方、素材の保管方法、手洗いなどのルールづくりや感染症対策、衛生管理上の条件整備等）が考えられていること。
- ・個人情報を適切に管理すること。
- ・本会の支援をうけるほかの子ども食堂等の団体と情報交換を積極的に行うこと。
- ・必要に応じて活動状況に関する情報を本会に提供し、年度終了時に活動報告書を提出すること。

3 助成の対象とならない団体・グループについて

公共施設等を借りる場合、使用する施設の使用ルールを守らなかったり、近隣の迷惑になる行為を行う団体及び営利目的の活動や公の秩序を乱す活動、政治・宗教上の勧誘行為を行う団体・グループへの支援は行いません。支援開始後に当該行為があったと判断される場合には支援を停止する可能性があります。また、行政からの助成金など資金援助のある団体は対象とはなりません。

4 支出項目について

申請書及び報告書における支出項目については、以下の項目を適用してください。

支出項目	該当するもの
食材費	食料品や飲料品等。
印刷代	資料等のコピー・印刷代。
保険代	ボランティア行事保険又開催事業かかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除きます。）
消耗品代	割り箸、紙ナフキン、ラップ、洗剤、文房具、配布資料の用紙等。
備品代	団体設立時のみ対象。購入金額2万円以上、かつ使用可能年数が1

	年以上のもの。中古品は対象外。
謝礼金	講師料、講師交通費。
通信費	切手、はがき等にかかる代金。
賃借料	利用会場の使用料。
その他	衛生費（検便等の検査料）等。

5 返金について

返金は、報告時を原則とします。

6 子ども食堂等の設置・運営に関する相談

本会では、運営助成金の他に、住民主体で子どもの居場所づくりを計画または運営するグループからの相談を受け付け、可能な範囲で以下のサポートを提供します。お気軽にお問い合わせ下さい。

- ・協力が得られる可能性のある地域の他団体・グループの紹介や調整
- ・情報提供や広報活動の支援
- ・その他個別の課題解決のためのサポート

7 その他

- ・記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部又は下部に正書し、訂正箇所に押印してください。修正テープは不可です。
- ・こども未来基金及び赤い羽根共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシなどに記載して、参加者の方々への周知をお願いします。

※記載例：「この活動はこども未来基金及び赤い羽根共同募金配分金を原資とする所沢市社会福祉協議会の助成金を受けています。」